



(ふくちゃん)

ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

一般社団法人 長野県労働者福祉協議会
〒380-8710
長野市立町978-2 労済会館内
TEL026-232-6667 FAX026-232-6672
E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp
http://www.lsc-nagano.or.jp

発行人 近藤 光
編集人 青木 正照

第264号2011年1月1日

活動の節目 結成50周年記念式典・祝賀会開催

「福祉はひとつ」設立の原点を胸に新たな旅立ち

昨年11月30日結成50周年を迎えた長野県労福協は、長野市内のホテルにおいて結成50周年記念式典及び祝賀会を、多数の来賓を迎え総勢115名の参加の下、盛会に執り行いました。



式典は青木専務理事が法人格の取得と労働基金との合併について触れ、「今後は福祉はひとつという設立の原点に立ち返り、すべての人の拠り所となるべく、一層力強く活動を進めてまいります。本日はその節目となる記念式典になるよう皆様方のご協力をお願い申し上げます」と開会のあいさつを行いました。



御礼のあいさつを述べる近藤理事長

続いて県労福協を代表し近藤理事長が挨拶を行い、来賓及び出席者に感謝を述べた後、結成以降の労福協の取組み、またこの50年の社会の変化を振り返り、県労福協に今求められるのは「地域を基盤とした住民相互の助け合い・支え合う共助の体制をしっかりと根付かせるこ

とだとし「生活あんしんネットワーク事業」を構成団体やNPO団体などと協力して進めていることを紹介。最後に「人と暮らし、環境に優しい福祉社会・自立した持続可能な温かな地域社会」の実現をめざして、この結成50周年を節目に一層努力を重ね、県労福協の歴史と財産を受け継ぎ、次世代に引き継ぐ責任と役割を自覚し、「福祉はひとつ」の設立の原点を踏まえ、新たなスタートを切る決意を述べました。

「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会に向かって



労働者福祉中央協議会
会長 笹森 清

新年明けましておめでとうございます。

今年こそ、生きること、働くことに希望がもてる社会への扉を開く年にならばと思います。「貧困の連鎖」「無縁社会」、3万人を超える自殺者、こうした現実を真正面から向き合い、人と人との絆の再生・地域の活性化、本当に困った人たちのためになる運動、社会改革につなげていけるか、

を代読されました。最後に中央労福協副会長長遠藤幸男氏よりご祝辞をいただき、雇用が壊されて、格差と貧困が広がる中、労福協の役割が重要であること、また、長野県労福協のPSへの取り組みに期待を寄せられました。

この後青木専務理事より、50周年記念として作成された記念誌「福祉はひとつ」、機関紙縮刷版、記念DVDの紹介が行われ、作成に携わった思いが報告されました。また同時に一般社団法人となつたことを記念し作成さ

結成50周年記念誌と機関紙「ながの労福協」縮刷版



「福祉はひとつ」の記念ビデオ(15分)

私たち労働者福祉運動の真価が問われています。中央労福協は、これからも幅広いネットワークとの協働で、必ず答えを出す運動、すべての勤労者の地域での拠り所となる活動に着実に取り組んでいきます。

2012年は国連が定める国際協同組合年です。協同組合が「新しい公共」としての役割を積極的に担い、社会的存在感や価値を高めていくチャンスです。また、労働組合と協同組合が、車の両輪としてともに運動するという関係づくりも進めたいと思います。

「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」に向かって、ともに前進しましょう！

パーソナル・サポート事業
いよいよスタート(関連記事5頁)

連合長野・県労組会議・県労連・労働金庫・全労済
生協連・住宅生協・労働基金・県勤労協・県高齢退職者連合



感謝状を受け取る佐藤弁護士

談に対応していただき、また未組織労働者や離職者の受け皿として設立した「暮らしサポートセンター」の会長として労福協の発展強化にご尽力いただいた佐藤豊弁護士に、近藤理事長より感謝状と記念品が贈られました。

最後に司会の青木専務理事が「日本が

れた新労福協旗の披露も行われました。続いて表彰に移り、「ほつとダイヤル」の主任相談員として様々な相

々貧困と孤立の時代を迎えようとしている中、「福祉はひとつ」という創立の原点に立ち返り、人と人との助け合い、支え合いを再構築することを労福協の使命として今後も各種活動に取り組んでいきたく」と決意を述べ式典を終了しました。祝賀会はま



謝辞を述べる佐藤弁護士

まり、労福協の50年を歴史映像で振り返り、またここ10年間の主な活動、「労福協が動くことで社会が動いてきた」活動の成果、地区労福協や構成団体などの連携の様子、また生活あんしんネットワーク事業を中心に、2020年に向かっての労福協の活動の方向性が映像で映し出されました。出席者からは労福協の歴史、そして活動内容が分かり易くまとめられていると大変好評を得ました。

DVDの放映後司会の伊藤事務局長の発声で祝賀会が開会、理事長のあいさつの後中央労福協事務局長代行大塚敏夫氏の乾杯のご発声で祝宴となりました。

「県労福協・県労働基金合併基本計画書」

臨時社員総会で承認される

11月30日、長野市内のホテルメトロポリタンにおいて県労福協臨時社員総会が開かれました。議案内容は、合併基本計画書の承認、合併契約書締結の承認、現行定款の一部変更の承認であり、すべて全員の賛成をもって承認されました。

近藤光理事長挨拶の後、青木正照専務理事より今年の6月18日開催の第51回定期総会で、「県労福協と県労働基金との合併」が確認された以降、合併準備委員会による「県労福協・県労働基金合併基本計画書」の提案に至るまでの経過が報告され、承認されました。それを受けて、第2号議案「合併基本計画書承認の件」、第3号議案「合併契約書締結承認の件」が北原和則理事(労働金庫専務理事・合併準備委員会事務局長)より提案され、承認されました。

合併基本計画書については、合併に至る経過、意義と目的、新団体の組織機構、会計、事業方針、新定款、スケジュール概要などが説明され、確認されました。特に合併の基本事項では、合併方式は「一般社団法人長野県労働者福祉協議会」を存続法人とし、「一般財団法人長野県労働者福祉基金協会」は解散すること、名称は「一般社団法人長野県労働者福祉協議会」になること、2011年2月28日(予定)に新法人設立総会を行い、合併期日は4月1日



報告する青木専務理事

になること等が確認されました。第1号議案「定款一部変更の件」は青木専務理事より提案され、承認されました。この変更により一般社団法人として無料職業紹介事業を全県下で行うことが可能になりました。

合併契約書については、予定どおり2010年12月15日に締結されました。

「勤労者と家族の安心・安全確保」に向けて

労働者福祉東部ブロック協議会 第45回定期総会開催

11月25日、宇都宮市の「宇都宮東武ホテルグランデ」において東部ブロック協議会の総会が開催されました。



あいさつする遠藤会長

冒頭、遠藤幸男会長(東京労福協会会長)より、「雇用、年金など世の中のスシテムが壊れていく中でワーキングプアと呼ばれる人達が1,100万人となった。政権が交代したとはいえ、労働者福祉運動を進める労福協はますます頑張らなければならない。お互いの運動の教訓に学びながら前進し合いたい。」と挨拶がありました。議事は2010年度活動報告が確認され、続いて2011年度活動方針、予算が承認されました。続く役員改選では事務局次長が埼玉県労福協の鈴木専務理事より長野県労福協の青木専務理事に交替するなど全員一致で承認されました。

設立50周年記念社会貢献活動に手掛かり

ベトナムに福祉の原点を探る

福祉視察団副団長
瀧澤 一夫 (労金理事長)



ベトナム労働総同盟表敬訪問

県労働者福祉協議会と県ベトナム交流協会は、県労協の結成50周年に因んで、近藤理事長を団長に一行12名で、福祉の原点を視察するために12月3日から9日までベトナム視察研修を実施し、当初の目的を果たし無事帰国しました。

今回の視察は、ニンビン省政府から県ベトナム交流協会に招聘状をいただいたこと、県労協が将来の半世紀を展望する福祉の在り方を模索する設立50周年記念事業の一環として、実施したものです。

今、ベトナムは、日本の敗戦後、昭和30年代後半から40年代の高度成長にかかる状況に瓜二つです。ベトナム戦争が終結し、戦禍の傷跡を残しつつも、たくましく戦後の復興を成し遂げGDP8%台という驚異的な経済発展を遂げています。

しかし、その傍ら、日本でも経験したように、公害問題や生活者がなおざりにされる危険性があります。経済的に大きく羽ばたこうとしている若く元気なベトナムを視察することにより、日本の労協の原点に立ち返り、50年後を見通した福祉の在り方についての方向性の一端でもつかめればと願うものです。

ベトナム労働総同盟では、両国の労働組合が親しく意見を交わし、若者の課題をとくに理解し合いました。ニンビン省では、今後の労働者や地域における生活者の様々なライフ・サポートのシステムを、人的な交流を実現して行く中で支援できる可能性が出てきました。

近代的なビルが建ち並ぶ街中では、戦禍を見ることはもはやできません。しかし、戦争博物館やホーチミン市市民病院、ホアビン(平和)村では、未だに枯葉剤禍の障害児が入院し、病魔に苦しんでいます。そんな子供達を少しでも支援をしようと労協



全身のリハビリに励む障害児

協と訪問団から義捐金を贈りました。川も生活汚水で汚れ、さらびやかに見える外観から想像できない、市民の生活水準の低さや失業率の高さ。その一方で、豊富な資源と若い労働力に恵まれ、ハノイとニンビン省間には日本の新幹線が通るといわれるニューズを聞くことができました。



交通手段はバイク中心(2~3人乗り)

(関連記事8頁「山なみ」参照)

消費者の自立をめざして、 情報を読み解く知識とスキルの向上を!

第40回消費者大会

11月25日(木)長野県消団連主催の「第40回長野県消費者大会」がホテルメトロポリタン長野(長野市)にて開催され、「消費者の自立をめざして」の大会テーマのもと、県下各地より140人が参加しました。

備え、地域でのネットワークを広げていくことが語られました。



主催者挨拶する北條会長

犬飼幹子幹事の開会のことば、北條舒正会長の主催者挨拶の後、来賓の県消費生活室の北澤義幸室長よりご挨拶をいただき、小松由人事務局長が「私たち消費者を取り巻く状況と長野県消団連の課題」と題し基調報告を行いました。

午前の部では、全国消団連阿南久事務局長が「今日の消費者問題と消費者団体の役割」と題し、記念講演を行いました。講演では、消費者庁が設立されて1年後の状況と地方自治体での消費者行政を充実させることの重要性、消費者



阿南事務局長の講演の様子

や消費者団体の役割、消費者団体が情報を読み解く力や高度化する問題に対応する知識とスキルを

午後のは、環境省生物多様性地球戦略企画室奥田青州生物多様性条約係長が「生物多様性条約第10回締約国会議の結果」と題し、特別講演を行いました。「生物多様性」の現状、過去のどの時代よりも急速に種の絶滅が進行していること、10月に名古屋で開催されたCOP10の課題と結果について、豊富な写真スライドを使いながらわかりやすくお話いただきました。

消費者大会終了後には、同ホテルにて「長野県消団連創立50周年記念レセプション」が行われ、行政や地元選出国会議員の代理の方、消費者問題ネットワークなどのお世話になっている方々など関係者35名が参加しました。レセプションでは近藤光連合長野会長の発声で乾杯を行い、途中、喜多英之幹事が「長野県消団連50周年記念誌(結ゆい)」の作成の経過やエピソードを披露しました。

くらし・なんでも相談

シリーズ No.30

「新春拡大版」



豊 藤 弁護士

身近なところで相談のつてくれる人や、解決に向けて骨を折ってくれる人が、つい最近まで大勢いました。

しかし、核家族化のなかで、生活の知恵が年長者から次の世代へと引き継がれなくなり、職場や隣近所の人間関係も希薄になり、悩みごとを独りで抱え込んでいる人が増えています。

人と人との関係が冷えていくなかで、温かみのある血の通った関係を大切に活動の必要性に多くの人が気づき始めています。



くらし・なんでも相談

労福協の生活あんしんネットワーク事業のひとつである「くらし・なんでも相談」は、昨年5月から地域のより身近な所で相談ができるように、長野、上小、佐久、松本、諏訪、上伊那の各地区及び県労福協では、専任相談アドバイザーが電話や面談で相談を行っています。

昨年4月から12月までの平日相談と、毎月第2土曜日の専門家相談の件数は3,500件を超え、くらし・なんでも相談が大定着してきたことを実感致します。

平日相談をはじめ、弁護士・司法書士・特定社会保険労務士や就職相談員による専門家相談が、より身近な相談窓口として皆様にご活用いただければ幸いです。

長野県暮らしサポートセンター会長 くらし・なんでも相談主任相談員・弁護士 佐藤 豊

【事例①】

《生前贈与と相続、税制上の違いは?》

自分は2人姉妹の次女だが、姉が嫁ぎ、自分が実家の跡を継いだ。父は早くに亡くなり、母を含めて5人暮らし。昨年、姉が病気で亡くなった。

自宅は土地が母名義、建物は夫名義。母は自分が高齢(90歳)なので、今の内に面倒を見てもらっている婿(自分の夫)に名義を変えたいと言っている。

亡くなった姉には子供が2人いる。

生前贈与をした場合、税制上はどうなのか。

【回答】 佐藤 豊 弁護士

母親が死亡したとき、母親名義の土地を相続により取得すると相続税が課税されるが、母親が夫に生前贈与すると夫に贈与税が課税される。贈与

税は相続税に比べ、一般的にはかなり高額になる。母親が死亡したときに相続で処理すると相続税で済むが、母親と夫が養子縁組をしてないと夫は相続人にならず、夫が養子縁組をしても姉の子も相続人になるので、必ずしも土地を相続できるとは限らない。

夫が母親と死因贈与の契約をするか、母親が死亡したら夫に贈与するとの遺言をしておけば、土地は夫が取得でき税金は相続税で処理できる。

その場合でも姉の子には遺留分があるので、母親に土地以外の遺産がほとんどないときは、夫や自分たちの子が母親と養子縁組をしておく、姉の子の遺留分を減らすことができる。

なお、65歳以上の者から20歳以上の直系卑属である推定相続人が贈与を受ける場合、贈与の課税につき、相続時の精算を前提にした概算前払いとして税負担の軽減・簡素化を図った相続時精算課税制度がある。

【事例②】

《親もなく独り者の甥の財産》

独身で、妻も子供もない甥が昨年亡くなった。甥の両親は既に死亡しており、祖父もだいぶ昔に亡くなっている。

自分は、甥の為に大学の学費を出してやり、また何かと日常生活の相談にもつて金銭的な援助をしてきた。

甥の遺産としては、甥名義の自宅と預貯金がある。

この甥の遺産はどのようなのか。



田中 善助 弁護士

【回答】 人が死亡すると相続が開始し、被相続人の財産に属した一切の権利義務が相続人に承継される(民法882条・896条)。

被相続人の子は相続人となるが、被相続人の子が相続の開始以前に死亡したときは、その子が相続人となる。これを代襲相続という(民法887条)。

民法887条の規定により相続人となるべき者がいない場合は、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる(民法899条)。

- ①被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者
 - ②被相続人の兄弟姉妹。兄弟姉妹についても代襲相続がある。
- 被相続人の配偶者は常に相続人となるが、被相続人の子、直系尊属、兄弟姉妹等がいるときは、その者と同一順位となる(民法890条)。
- 相談者の場合、死亡した甥には配偶者、子、直系尊属、兄弟姉妹等がないので、相続人はいないことになる。

このような場合、相続財産は法人とされ(民法951条)、家庭裁判所は利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産の管理人を選任しなければならぬとされている(民法952条)。

以後、相続財産管理人によって、相続債権者等に対する弁済、相続人の搜索の公告がなされる(民法957条、958条)。

相続債権者等への弁済がなされ、相続人の搜索の公告がなされても、相続人として権利を主張する者が現れなかったときは、家庭裁判所は、相当と認めるときは、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者、その他被相続人と特別の縁故があった者の請求によって、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができるとされている(民法958条の3)。

この請求は、相続人の搜索の公告の期間満了後3ヶ月以内に行わなければならないので注意を要する。

なお、相談者は、甥の為に大学の学費を出してやり、日常生活の相談にもつて資金的な援助もしたということなので、特別縁故者として家庭裁判所に相続財産の分与請求をすることができる者と言える。この特別縁故者は民法955条による利害関係人とされているので、相談者は相続財産管理人の選任の申立を家庭裁判所にすることが出来る。

そして、相続人が現れなかった場合、特別縁故者として家庭裁判所に相続財産の分与の申立をすることが出来る。

特別縁故者への分与後なお残存する相続財産は、国庫に帰属することになる(民法959条)。

【事例③】

《亡くなった父の預金を調べる方法》

父が亡くなった。自分は長男だが、弟が父と同居して面倒をみていた。

弟は父が亡くなった後も父名義の預金通帳を管理し、兄である自分にも見せない。

自分で調べる方法はないか。



北川 哲士 司法書士

【回答】 取引先の金融機関が判る場合は、その金融機関に出向き、父親の死亡の記載のある除籍簿本(戸籍事項証明書)、その他本人と確認のできる書類等、自分が相続人本人であることの身分を証明して、残高証明書の発行あるいは取引履歴

の開示を求める。
 なお、金融機関により取扱いが異なるので事前に当該金融機関に確認をすること。
 それができない場合は、弟を相手方として家庭裁判所に遺産分割及び相続財産の開示を求める調停を申し立てる。

なお、遺産が預貯金の場合は、被相続人の死亡直前に預金引き出されたり、預金口座が解約されていたりして、そのことが相続人間の紛争の種になっている事例も少なくないので、早い時期での対処が望ましい。
 (民法882条・896条・907条・1029条他)

【事例④】

《年金受給開始と健康保険の被扶養者》
 もうすぐ60歳。夫の扶養の範囲でパートで働いてきた。

60歳以降もパートで働き続けるつもりだが、結婚する前に加入していた厚生年金が60歳から受給できると聞いた。それ以外にも個人年金が出るようになるので、パート収入と合算すると130万円以上になってしまった。
 そうなれば、夫の健康保険の被扶養者から外れてしまうのか。
 もし退職した場合、失業給付を受給するところなるのか。



特定 健康保険
 労働者 被扶養者として認定
 正人 山口 社会保険労務士
 として被保険者の収入で生計を維持している

ることが必要であり、具体的には被扶養者となる人の年収見込みが130万円未満で、被保険者の年収の2分の1未満であることが原則とされている。

ただし、この基準は60歳以上になると180万円未満に拡大される。

なお、被扶養者の認定は、今後1年間の収入見込み額によるものであり、所得税の計算の基準となる1月から12月の実際の収入額ではないこと

に注意すること。
 また、雇用保険の失業給付も収入とされ、その金額計算には注意が必要。
 失業給付は給付基礎日数に関わらず日額が3,612円以上(60歳以上は5,000円以上)であれば、受給している間は被扶養者となれない。
 これは、年額130万円(60歳以上は180万円)

パーソナル・サポート・サービス事業 いよいよスタート!

PSとは

失業者らの生活、就労を個別的、継続的に支える人的なワンストップサービスとして政府は国家戦略プロジェクトの一つに位置付けている。支援員がチームを組み、行政機関やNPO、専門家などと連携し、支援を受ける人ごとに立案した計画に基づいてメンタルヘルス、債務整理、就労・定着などの支援を行う。

チームを編成、失業者らの生活・就労を個別的・継続的に支援、事業費は8500万円程度としています。
 選定に際し国は県の計画に「生活困難者に対する支援で培ったネットワークを発展させ、担い手として様々な領域で活動している支援者を組み込む形で事業実施するよう」指導しており、県労福協としては長野県(行政)との十分な連携を取っていくことと同時に、これまでの「生活あんしんネットワーク事業」でご協力いただいた専門家やNPO団体との連携、更に日頃、生活・就労支援等に取り組む団体等へ輪を広げ、事業を展開していくため、早急に関連団体とPS事業の取組みについて打合せを行うことにしています。



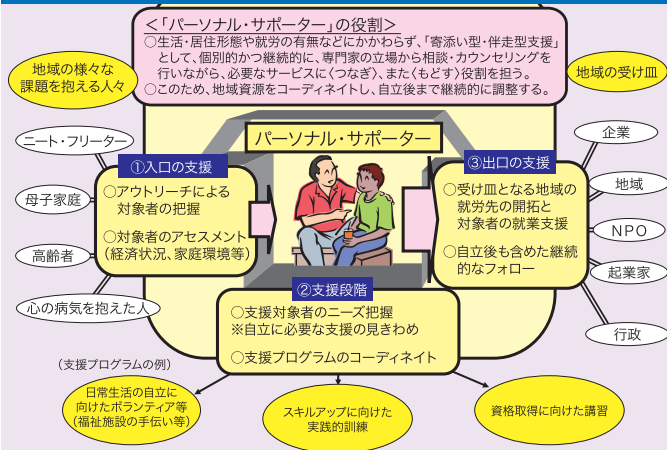
阿部知事に要望書を手渡す近藤理事長

2010年度県政要求において直接知事に要請した「国のパーソナル・サポート(PS)事業への積極的参加」に対し、長野県は11月国に参加申請を行いました。12月10日国のモデル事業実施先に選定されたことが発表されました。

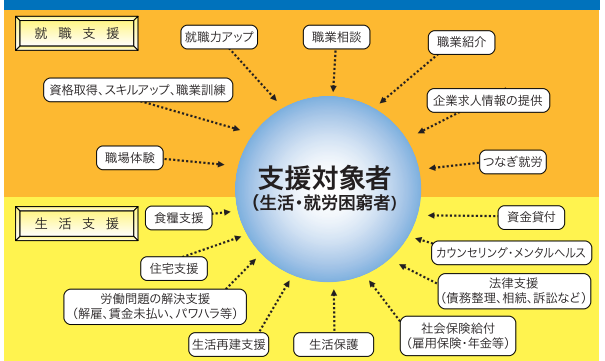
県の実施計画では長野県労働者福祉協議会を事業委託先としており、パーソナル・サポーター(支援員)及び事務職員計16人程度が複数のチームを編成、失業者らの生活・就労を個別的・継続的に支援、事業費は8500万円程度としています。

360で除した金額以上の金額を受給する場合、年収見込みが超過すると判断されるからである。
 毎月第2土曜日は、弁護士・司法書士・特定社会保険労務士・就職相談員など専門家相談員による相談日です。
 くらい・なんでも相談 ぼっとダイヤル
 0120-139-6029

「パーソナル・サポーター」の支援プロセス(イメージ)



対象支援者の自立に向けた支援内容



機関紙「ながの労福協」への読者の声

読者の皆さんから多くの声が寄せられています。その中から、いくつかご紹介します。

要望

結成50周年おめでとうございませす。少子高齢化時代ですが、暮らし何でも相談は勉強になりますので継続をお願いします。山なみも同様に。

仕事柄、多重債務に陥ってしまった方と話をする機会があります。「宇都宮弁護士講演会」是非お聞きしてみたかったです。こういう情報をもっと発信して欲しいです。

今月号の悪徳商法の例が参考になりました。実害を受けた方の例などをもっと載せていただけたらと思います。

大事なところ、強調したい点は太字にしたりフォントを変えるると読者に伝わりやすいと感じます。

※ご要望につきましては検討し、対応できるものは今後に生かしてまいります。

3月

「くらし、なんでも相談」とても勉強になりました。最近、色々な場面で「相続」あるいは「多重債務」という言葉を聞くので興味を引いて読んでいただきました。

「山なみ」の中の「私生活の未来を予言のは自然環境ばかりではなく働くことと保障と社会をつくること」私もこのとおりだと感じます。息子・娘（5才の双子）といっしょにまたかいかしを楽しみました。

「山なみ」読んでいただきました。私は去年の4月から社会人になりました。社会人として生きて行くこと卒業、大変な事実感しております。「おいしい空気」があると働ける収入も得られるは「生きて行くこと」です。今は辛くても将来の幸せのため、頑張らなくてはと改めて思いました。



5月

食の安心安全、とても大事な事だと感じます。器の取組み、協力をお願いします。

10月

遠征地区のフェスティバルとても良いと思いました。準備から最後の片付けまで大変だったと思えるが、大成功だった様で、凄いいと思います。

読者の声

7月

ながの労福協のことを知ってほしいからいろいろな記事を取り込んでほしい。これを今月号の1冊は潮の香りの味にこの1冊を「原宿」の味にしよう。

他地域の、合同登記研習会の記事が興味深かった。労働法・労金・労務のしごと：これらは13人2メトリも、多岐にわたる。図やグラフで説明して欲しい。コピーもお願いしたい。お願いします。

労福協が取り扱う事業に、まず労働者及び一般市民に知ってもらうことが、昨年度の活動の中で、最も、助け合い、温かい社会、これが労福協の使命だと思っております。その山なみに記載されている記事は、素直に今更、読んでいるうちに、心も暖かくなります。是非、読んでほしいです。お返事は、是非、お返事を頂きたいです。



8月

ネットワーク事業と生活応援運動の記事を読んで感激しました。これをSNSに広く発信して欲しいです。

労福協の活動が、一日のうちの暇つぶし、そして充実した日々を過ごすのに、とても役に立ちます。

今回の何でも相談、年金の事について事例も載せて書いてあり、わかりやすいと思いました。年金の事は今色々と話題になっているのでこれからも取り上げてほしい。

「くらし、なんでも相談」の事例、回答が毎号参考になります。解り易い回答内容がありがとうございます。

山なみについても是非読んでほしいです。労福協は、是非、お返事を頂きたいです。

全労済は保障点検活動を展開しています。

その活動のひとつとして、住まいと暮らしの「防災保障点検活動」を紹介します。

シリーズ3回目の今回は「保障について知る」を考えてみましょう。

保障について知る

万一の被害に備えて、必要な保障は住まいや家族構成などによって様々です。大切なのは住まいと暮らしに必要な保障を確保していることです。安心のある生活に向けて、まずは共済・保険を理解して必要な保障を確保しているかどうか点検してみましょう。

保障の種類

災害給付のある保障(共済・保険)は、主に、火災共済、火災保険、自然災害共済、地震保険などがあります。

保障の範囲

加入している保障がどこまでカバーされているか確認してみましょう。

主な保障範囲(例)

火災保障では



火災



消火作業による冠水



落雷



車両の飛び込み



他人の住居からの水漏れ

自然災害保障では



風水害



雪害



地震



津波



噴火

保障の仕組み

保障の対象ごとに加入します。

住宅(建物)と家財は別々に加入することが必要です。



建物の構造や区分などにより保障額・掛金が異なります。

- 建物構造(木造・鉄筋等)
- 建物所有区分(持ち家・賃貸住宅)
- 延床面積 など



これらにより最高保障額・掛金が決定します。

建物所有区分により加入内容が異なります。

- 持ち家
住宅・家財の保障はご自分で加入しましょう。
- 賃貸住宅
住宅は所有者である家主が加入するため、家財と家主への損害賠償^{※2}の保障をご自身で加入しましょう。



商品により保障内容は異なります。

火災のみ保障するものや、風水害の保障がセットされたものなど、様々です。また、地震保障は火災保障にセットして加入する必要があります。



災害事由や損害程度により保障額は異なります。

火災・風水害・地震などの事由や、全壊・全焼、一部壊・一部焼などの損害の程度により、最高保障額(支払限度額)が異なります。



※2.民法では「借家人の不注意で火事を起こした場合、借りた部屋を現状回復する費用を借家人が負担する」と定められています。火災保障(家財)に借家人賠償責任保障をつけて備えておくと安心です。

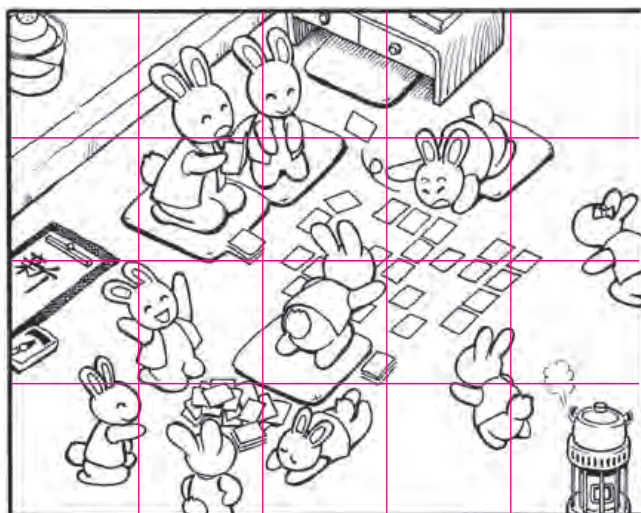
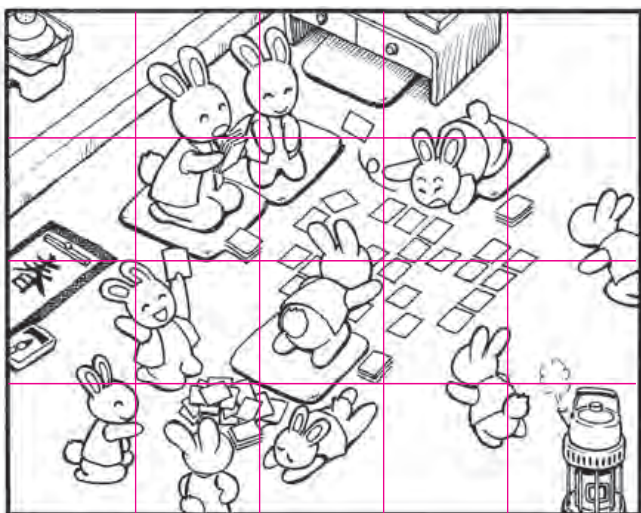
いつ起きてもおかしくない災害は、日々の生活の延長線上にあります。今のあなたの保障がどこまで自分を助けてくれるか、「防災保障点検活動」を機会に考えてみましょう。

ご家族で楽しむ

8つのまちがいさがし

下に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を8つ探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思ひます。

1 2 3 4 5 1 2 3 4 5



(画：土屋 英夫氏)

新春 特別企画

ふるってご応募下さい

- 官製はがきに答えを書いて県労福協へ
- (宛先は表紙にあります)
- 労福協の機関紙に対する意見・要望を何か一言。(意見・要望は匿名で掲載させていただきます)
- (了承下さい)
- 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先を忘れずに。
- 正解者の中から抽選で特賞1名五、〇〇〇円分
- 当選者10名一、〇〇〇円分の図書カードをプレゼント。
- 締切り1月31日

プレゼントの応募方法

12月号、新年号の当選者の発表は次回3月号でまとめて掲載いたします。

山なみ

今回のベトナム視察研修は、枯葉剤後遺症に、今なお多くの人々が苦しめられている現実を知る旅となりました。

初日は、多くの日本企業が進出している工業団地の視察。続くベトナム戦争証跡博物館に展示されている戦車や戦闘機、ミサイル爆弾などの兵器、枯葉剤の影響で生まれた結合奇形双生児のホルマリン漬けなどを見学しました。博物館の片隅では、手や足の曲がった子供や頭がよじれた子供達が一生涯懸命に楽器の演奏をしていました。特に、眼球の痕跡が全くない子供が弾くピアノの素晴らしい演奏に、感動と同時に胸が引き裂かれる思いをどうすることもできませんでした。

次の日訪ねたホアビン平和の村でも、枯葉剤による障害を持った多くの子供たちに出会いました。健康な第二世代の夫婦に、第三世代の障害児が生まれている実態を知りました。

ベトナム戦争は35年前に終了しているにもかかわらず、戦争の傷跡は、未だ癒えていないのが現実です。いま、私たちの目の前で、折り紙や刺繍をしながら、懸命に生きている子供たちの姿は、「戦争も貧困もない平和の尊さ」を私たちに伝えてくれているのだと痛感しました。(青)



懸命に刺繍をする子供たち